

7 文 科 高 第 1263 号
令 和 7 年 12 月 11 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事 殿
高 等 学 校 を 設 置 す る 学 校 設 置 会 社 を 所 轄
す る 構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項 の
認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長
各 国 公 立 附 属 学 校 の 長

文部科学省高等教育局長

合 田 哲 雄

大学入学者選抜における不正行為防止に係る周知について（依頼）

令和4年度大学入学共通テストにおいて、受験生が電子機器類を用いて試験問題を外部へ送信して解答を依頼し、大学生が不正行為と知らずに解答を返信する事案が発生しました。

については、不正行為の取扱いを含め、入試に必要な事項が記載された募集要項等を十分に確認することなどについて、昨年度に引き続き、大学入試センターの志願者向け説明資料を活用すること等により、受験生に対して注意喚起をお願いします。

なお、各国公私立大学に対しては、学生が不正行為に関与することがないよう注意喚起すること、学習塾・予備校関係者に対しては、受験生を指導する者等が不正行為に関与することがないよう注意喚起すること及び受験生に募集要項等を十分に確認するよう注意喚起することを、それぞれ依頼していますことを申し添えます。

高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）を設置する国公立大学にあっては設置する附属高等学校に対し、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の高等学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、都道府県知事にあっては所轄の高等学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長にあっては認可した高等学校に対し、十分な周知をお願いします。

（参考）大学入試センターHP



[令和8年度志願者向け説明資料.pdf](#) (P25)

【本件担当】

高等教育局大学振興課大学入試室

入試第二係 須貝、金子

TEL : 03-5253-4111 (内線 2495)

E-mail : gaknyusi@mext.go.jp